

文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について

1. 目的

- (1) 文部科学省職員と事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係を調査すること
- (2) 国家公務員倫理に係る職員の理解及び服務規律の遵守状況を確認すること

2. 調査事項・方法

- (1) 今回の事案において問題となっている者を含む事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係の調査
＜課長級以上の幹部職員（約 270 名（出向者を含む））＞
作業チーム等による事業者等との接触に係る事実関係の書面及び聞き取り調査
＜官房課長以上（約 60 名）は全員、その他の課長級職員は書面調査等で抽出した者から聞き取り＞
- (2) 国家公務員倫理に係る職員の理解及び服務規律の遵守状況の確認
(オンライン調査) ＜全職員（約 2,600 名（出向者を含む））＞
国家公務員倫理に関する理解度の確認
国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認
自らについての、今回の事案において問題となっている者を含む特定の事業者等との、国家公務員倫理に抵触するような関係性に係る事実関係の確認
自分が、事業者等に対する有利な取扱いに係る指示等を受けたか否かの確認
自分以外の国家公務員が、今回の事案において問題となっている者を含む特定の事業者等と過度な接触を行っているのを見聞きしたことがあるかの確認

＜上記 ~ の結果、必要に応じ、作業チーム等による聞き取り＞

幹部職員を対象とした国家公務員倫理研修を 8 月 28 日に実施済み